



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 1
- 臨港地区の決定・6件（港湾課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所） 5

監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 8

告 示

沖縄県告示第367号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 7月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 北大東村南振地内（南振地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 5月 1日から平成30年 2月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 7月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字新城川原213番2・字新城大道原334番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第369号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定

により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年7月11日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苺 孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年7月18日から同年8月27日まで
- 4 観覧料の額
平成29年度博物館企画展「水族館でも出会えない！海のビックリ生物展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	400円	320円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第370号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年7月11日

北大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 北大東村字中野地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

沖縄県告示第371号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年7月11日

北大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 北大東村字港地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

沖縄県告示第372号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年7月11日

北大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 北大東村字南地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

沖縄県告示第373号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年7月11日

南大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 南大東村字北地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

沖縄県告示第374号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年7月11日

南大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 南大東村字池之沢地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

沖縄県告示第375号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年7月11日

南大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 南大東村字南地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年7月29日まで縦覧に供する。

平成29年7月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄上等プロジェクト
- 3 代表者の氏名 當山洋子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市新城一丁目32番5号3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、貧困家庭やひとり親世帯等、様々な事情で行き場のないすべての子どもや、育児に不安を抱える保護者、そして女性生活困窮者が社会から孤立しないよう支援することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年7月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
- (2) 商号名 株式会社津堅門工機

- (3) 代表者名 津堅門大己
 - (4) 所在地 うるま市石川東恩納1426番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12202号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
 - (2) 商号名 与那覇建設
 - (3) 代表者名 與那覇寛一
 - (4) 所在地 浦添市宮城三丁目14番2号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第1788号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
 - (2) 商号名 株式会社朱門建設
 - (3) 代表者名 榮富則
 - (4) 所在地 読谷村字伊良皆126番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第9293号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年4月17日
 - (2) 商号名 丸和興業
 - (3) 代表者名 田場武和
 - (4) 所在地 うるま市字高江洲441番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12825号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成29年4月25日
 - (2) 商号名 企投建設株式会社
 - (3) 代表者名 仲村哲
 - (4) 所在地 那覇市首里崎山町4丁目195番地51
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第1052号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年4月25日
 - (2) 商号名 有限会社COT協進
 - (3) 代表者名 友利正治
 - (4) 所在地 宮古島市平良字下里2049番地9
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10904号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年4月25日
 - (2) 商号名 金城工務店

- (3) 代表者名 金城鉄也
(4) 所在地 那覇市壺屋2丁目14番35号エクセレントみやびⅡ403
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12769号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年4月25日
(2) 商号名 徳嶺ペイント
(3) 代表者名 徳嶺盛文
(4) 所在地 石垣市字新川2424番地5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10307号
(6) 処分の内容 建設業に関する許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年4月25日
(2) 商号名 崎原組
(3) 代表者名 崎原盛繁
(4) 所在地 うるま市字大田323番地1大野アパート303
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12307号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年4月25日
(2) 商号名 外間組
(3) 代表者名 外間眞徳
(4) 所在地 うるま市勝連内間871番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12339号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月24日 沖縄県指令土第1090号、平成27年7月21日 沖縄県指令土第681号(変更)、平成29年6月8日 沖縄県指令土第461号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町4丁目335番ほか13筆(1-1工区)
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 城間幹子
- 5 検査済証番号 平成29年6月30日 第4388号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月24日 沖縄県指令南土第1183号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原63番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長721番地5ランドマーク高崎3-B号 棚原寿夫、豊見城市字翁長721番地5ランドマーク高崎3-B号 棚原広子
- 5 検査済証番号 平成29年5月23日 N第775号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月6日 沖縄県指令南土第1221号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原194番11及び194番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字外間12番地1 名嘉大地、八重瀬町字外間12番地1 名嘉美香
- 5 検査済証番号 平成29年5月23日 N第776号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月22日 沖縄県指令南土第542号、平成29年5月23日 沖縄県指令南土第526号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂235番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄1丁目15番24号コーポ丸高502 新垣大樹
- 5 検査済証番号 平成29年5月29日 N第777号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月12日 沖縄県指令南土第567号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長286番2及び286番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良188番59豊見城団地県改良住宅J-306 赤嶺悟、豊見城市字名嘉地114番地サウスパレスM502号 赤嶺一也
- 5 検査済証番号 平成29年5月29日 N第778号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月2日 沖縄県指令南土第1535号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原162番18
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平310番地プランドールSK103号室 洲鎌茂人、糸満市字潮平310番地プランドールSK103号室 洲鎌美貴子
- 5 検査済証番号 平成29年5月30日 N第779号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月18日 沖縄県指令南土第414号、平成28年4月22日 沖縄県指令南土第544号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字嶺井520番1及び520番2並びに与那原町字上与那原502番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泊2丁目1番地15 株式会社三永開発 代表取締役 知花和身
- 5 検査済証番号 平成29年6月8日 N第780号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月11日 沖縄県指令南土第563号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂234番2及び235番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城60番地2コーポ大新305 照屋良信、豊見城市字豊見城60番地2コーポ大新305 照屋彩子
- 5 検査済証番号 平成29年6月16日 N第781号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月7日 沖縄県指令南土第1434号、平成29年6月16日 沖縄県指令南土第636号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根6番5ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市西3丁目12番15号 株式会社松宮オートサービス 代表

取締役 南原竜樹

5 検査済証番号 平成29年6月20日 N第782号

6 工事完了年月日 平成29年5月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月11日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月9日 沖縄県指令南土第110号、平成29年6月6日 沖縄県指令南土第588号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇前原160番1ほか12筆

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 道路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目8番1-302号美々パレス 玉城一輝

5 検査済証番号 平成29年6月19日 N第783号

6 工事完了年月日 平成29年6月7日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月11日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
田村ゆかり	西原町上原2丁目3番地の7鳳マンション5-A
中尾義孝	那覇市松島2丁目1番地1ライオンズマンション松島701
横井理人	那覇市真嘉比1丁目12番14号オーガスタマンション402
伊川孝枝	那覇市壺川1丁目3番地8セレーノ・T302
今福聡	那覇市字小禄183番地スカイヒルM B-3

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成29年7月12日から平成30年3月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--